

第3回スーパーシティ／スマートシティにおける データ連携等に関する検討会（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和2年12月17日（火）10:00～12:00
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席者

＜委員＞

座長 越塚 登 東京大学大学院情報学環長・教授
委員 坂下 哲也 一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事
櫻井 美穂子 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
主任研究員・准教授
須賀 千鶴 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター長
関 治之 一般社団法人コード・フォー・ジャパン代表理事
瀬戸 寿一 東京大学空間情報科学研究センター特任講師
平本 健二 内閣官房政府CIO 上席補佐官
福本 昌弘 高知工科大学情報学群教授
森 亮二 弁護士法人英知法律事務所弁護士

＜特別委員＞

田邊 光男 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官
矢田 晴之 個人情報保護委員会事務局企画官
金澤 直樹 総務省情報流通行政局地域通信振興課長
松田 洋平 経済産業省商務情報政策局情報経済課長
（代理）小松原康弘 経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐
村上 敬亮 経済産業省中小企業庁経営支援部長
河田 敦弥 国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課長
門間 俊幸 国土交通省道路局企画課評価室長
赤星 健太郎 独立行政法人都市再生機構都市再生部事業企画室
特定事業支援課長

＜事務局＞

佐藤 朋哉 内閣府地方創生推進事務局審議官
喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官
倉谷 英和 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官
（総合戦略担当）付企画官
阪本 悟 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

(議事次第)

1 開会

2 議事

(1) データ利活用におけるプライバシーの確保について

(2) データモデルについて

(配布資料)

資料1-1 スーパーシティプライバシー保護の原則(案) (森委員資料)

資料1-2 PIA(プライバシー影響評価)について(坂下委員資料)

資料1-3 Privacy Impact Assessment 説明資料(須賀委員資料)

資料1-4 スーパーシティにおける共通サービスとしてのプライバシー保護の
仕組みの実装について(奥井委員資料)

資料2 スーパーシティのデータモデルについて(平本委員資料)

(参考資料)

参考資料1 第2回検討会における主なご意見

○喜多参事官 ただ今より、第3回スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきありがとうございます。

本日の出席者ですが、5名の委員に会場にお越しいただき、須賀委員、関委員、瀬戸委員、福本委員におかれましてはオンラインでの参加になります。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議題は二つで、「データ利用活用におけるプライバシーの確保について」と「データモデルについて」の2点です。

プライバシー確保については、資料の順番に従いまして、最初に、森委員からスーパーシティにおけるプライバシー保護の原則的な考え方について御説明いただきまして、続きまして、坂下委員から、PIA、プライバシー影響評価の概要、スーパーシティに適用する場合の考え方を御説明いただきます。

さらに、WEFの須賀委員から、PIAに関する国際的な状況等について御説明いただきます。

また、本日欠席の奥井委員からは、プライバシー保護、PIAを実装していく場合の参考とすべき取組、AI活用等の提案の資料を頂いておりますので、奥井委員の代理で事務局から資料を御説明します。

では、早速議題に移りたいと思います。森委員、よろしく願いいたします。

○森委員：ありがとうございます。

それでは、資料1-1に基づいて、「スーパーシティ プライバシー保護の原則（案）」、仮の題ですけれども、これについて御説明させていただきます。

初回から、個人情報・プライバシーの保護について、スーパーシティにおいても、一定の考え方、ルールのようなものが必要ではないかということで、特に前回、セキュリティ原則の御説明をしていただきまして、その際にセキュリティ原則にプライバシーの保護を書くべきだったのではないかというお話もありまして、それは全くごもっともなのですが、書くのであれば、分けて書いたほうがいいのではないかと。最近セキュリティとプライバシーを一緒に取り扱わないということが強いトレンドになっておりまして、元々別のことであるということが認識されていていっているかと思えます。別のものであるとすれば、その骨格はどのようなものになるだろうかということで考えまして、皆様方から色々な御意見を頂いた結果、この形になっております。

2ページ目、スーパーシティに求められるプライバシー保護の原則案を七つ書いておりまして、1番「当事者の原則」、2番「同意取得の原則」、3番「提供制限の原則」、4番「再提供禁止の原則」、5番「パーソナルデータの原則」、6番「透明性の原則」、7番「本人関与の原則」となっております。ワーディング的にはそんな感じかなというふうに思われるかもしれませんが。利用目的に関することがないのですけれども、基本的には、やはりこのプラットフォームが、単にデータを提供する単機能のものを考えておりますので、入れてありません。もし、プラットフォームが固有の行政目的で個人情報を使うというようなことがあるのであれば、利用目的に関することも、利用目的を特定する、考慮するというようなことも入れていかなければいけないと思えます。そういうことがあるのかどうなのか分かりませんが、まずは、単機能なプラットフォームを想定して入れていないということでございます。

3ページ目、1番「当事者の原則」です。若干独特、特殊な話でして、イチポツですけれども、プラットフォームはデータ提供者からデータの提供を受け、これをデータ利用者に提供する当事者となるべきである。楽天、Amazonのようなマッチングプラットフォームとなるべきではないというふうにしております。この下の簡単なポンチ絵を御覧いただきますと、左側が○、右側が×になっておりまして、○のほうは、提供者、プラットフォーム、利用者というふうに順番にデータがやってくるということです。右側が×になっておりますけれども、これはプラットフォーム上で提供者が利用者に提供する。楽天のようなモールはこういうブツやサービスですけれども、楽天が取引の当事者になるわけじゃないということです。店舗と消費者の間で売買契約が行われるということです。この×というのは、楽天が×なわけではまったくなくてですね、これはマッチング型のプラットフォームとして優れたビジネスモデル、合理性のあるビジネスモデルであるわけですけれども、本件のようなパーソナルデータの提供プラットフォームである場合に、マッチング型にしますと、場の提供者だから私は知りません、というような話が出てきてしまうのかなと思えます。

2 ポツのところですが、マッチング型は場の提供者に過ぎず、データの内容や適法性に一次的に責任を負う立場にない。個人の流通場面においては、プラットフォームが当事者として流通場面に入ることにより、データの内容や適法性について一次的に責任を負う立場となり、その結果、①住民は安心してデータをプラットフォームに提供できる、②利用者は安心してデータを取得できるようにしております。左側の○のほうの絵を見ていただきますと、利用者が安心できるというのは、これはプラットフォームから提供を受けるわけですので、右側のようにどこの誰か分からない提供者から提供を受けるわけではないので、これはもちろん安心してそのデータの内容等について取得できる。その住民が、というのはどうしてですかということですが、この図では、この場合、住民が直接プラットフォームから提供を受けるパターンではなく、提供者から提供を受けているパターンを想定していますけれども、その場合であっても、プラットフォームが提供者から直接取得しますので、このデータは適法に集められたものというようなことも確認してくれるだろうと期待して、このようにしているわけでありませぬ。

それで、3 ポツの原則の例外で、個人情報ではない産業用データ等についてはマッチングプラットフォームも許容されるのではないかとということ、もちろん個人情報に関することですので、ちょっとこれは例外というのはおかしいかもしれませんが、個人情報でなければ、右側みたいなのもいいのではないのでしょうかということでございます。

4 ページ目、2 番「同意取得の原則」となっております。これは御想像のとおりですが、プラットフォームが取得する個人情報については、プラットフォームが取得することについて、本人の有効な同意、住民の方の有効な同意の取得があったものであること。逆に、同意なくプラットフォームが勝手に取得して流通させることになると、住民が不安を感じるのではないかとことです。同意の取得、誰が同意を取り付けるかということについては、これはデータ提供者が行う、同意に基づく第三者提供をすることも考えられますし、プラットフォームが自分で取得するけどいいですかと同意を取得することもどちらでもいいでしょうとしております。

4 ポツで、「完全な行政サービスを受けるためには同意が必要」等の条件を設定すると、同意の有効性が失われる恐れがあります。同意しない住民が不利益を受けてはいけないということです。同意というのはそういうものですよ、給付金の申請をするためには同意をしなければいけませんということになりますと、同意の有効性が揺らぐ場合があります。5 ポツの原則の例外ですが、これは個人情報保護法において、本人の同意なく第三者提供が許容される場合というのがありますので、その場合には、例外的に同意をすることができるのであるというものです。括弧の中ですけれども、例えば、法令に基づく場合、生命、身体、財産保護、公衆衛生向上といった場合には、例外的に同意なく第三者提供が許容されております。これは個人情報保護法において、本人の権利利益の侵害と必要性のバランスを考えた結果として、同意なく第三者提供が許されるということとなっておりますので、そのルールはここでも妥当かもしれないため、そのように記載しております。

5 ページ目、3 番「提供制限の原則」でございますが、最初に、プラットフォームから個人情報の提供を受けるデータ利用者には、一定の資格、Pマーク等を要求すべきであるということでございます。プラットフォームから安全管理措置の不十分なデータ利用者や悪意のある利用者等の手に個人情報が渡る可能性がある場合、プラットフォームは住民の信頼を得られないのではないかと考えられます。誰でもプラットフォームが個人情報を渡すということになりますと、どんな目に遭うか分からないということで、このようにしております。

3 ポツ、原則の例外ですが、適切な匿名化で、例えば、匿名加工情報、統計情報等ということにしまして、プラットフォームが提供する場合には資格を要しないとすることはできるのではないかと考えております。それはデータが、悪いことしようと思ってもできない安全な形になっておりますので、この場合は無資格、誰に渡しても大丈夫でしょうということを記載しています。

6 ページ目、4 番「再提供制限の原則」です。これは先ほどの提供制限の原則と関係がありますが、プラットフォームから個人情報の提供を受けたデータ利用者に対して、再度の提供を制限すべきであるとしております。

2 ポツ、3 番「提供制限の原則」に基づき提供を受けるデータ利用者を制限したとして、そこから再提供が行われれば、安全管理措置の不十分な主体や悪意のある主体によって取得される可能性があることとなり、提供制限の原則の趣旨が損なわれます。提供先、利用者のPマーク、安全管理措置が必要としておりましても、そこからの再提供がまた誰に行ってしまうか分からないということですので、どんな目に遭うか分からないということで、このようにしています。

3 ポツ、原則の例外ですけれども、データ利用者としての資格を持つ者に対する再提供は許容されるのではないかと、としております。また、例えば、Pマークを持っていないと提供しませんということにして安全管理措置が図られることを確保しておりますので、そういう人に再提供するのであれば、それは良いかもしれないということでございます。

7 ページ目、5 番「パーソナルデータの原則」です。本プライバシー原則の対象となる情報は、個人情報保護法に定義される個人情報よりも広く、位置データ、cookie等のようなオンライン識別子を参照することによって個人を識別することができる情報（以下「パーソナルデータ」）を含むこととするとしております。

2 ポツで、例えば、cookieに紐づくウェブ閲覧履歴データはその流通の段階で容易に個人情報になり得るものであり、個人情報となる以前の段階で、本プライバシー原則の対象として保護を受けることが適切ではないか、ということにしています。2 ポツのところでは、令和2年の個人情報保護法の改正の個人関連情報を想定しておりますけれども、識別子が付いていますので、行った先で、個人情報になるということが十分考えられる。そういうものについては、個人情報になる前の段階で、プライバシー原則を適用しておくのがいいのではないかと、ということでございます。

3 ポツ、ちょっとテクニカルなことですが、そのデータ提供者、プラットフォームが、本人と接点がないことがあり得ますので、同意原則の適用においては、1 番「当事者の原則」から2 番「同意取得の原則」ですが、広義の本人同意をどのように取るかということについては、工夫が必要かもしれませんということです。改正個人情報保護法では、個人関連情報についての同意取得は提供先が実施するという事になっていきます。同じような工夫が必要ではないかということです。

4 ポツ、東京都官民データプラットフォームの議論が進んでおりますけれども、これは公開でやっておりますので、何でも分かるわけですが、ここでもやはり、同じく個人情報の範囲を広げて、識別子が付いて情報の主体を識別できる、名前は分からないけれども、この広い、人と言えるようなものも入れようということになっていきます。これは座長の提案でそうしようということになりましたので、おそらくこのまま行くであろうと思います。

海外でも、個人情報の範囲、法制度によって規制する範囲は、こちらの広いパーソナルデータでやっている場合が多いのではないかと理解をしております。

8 ページ目、6 番「透明性の原則」ということですが、自分の情報が誰に提供されて、どのような利用目的で利用されている、安全管理措置はどうなっているか等について、住民が知ることができるようになっていくことが必要ではないかということです。具体的には、2 ポツに記載の措置が適切と考えており、1 つ目がプラットフォームについて、仕組みやデータ利用者の制限等のルールについて広く公表すること。2 つ目が個人や事業者からの問合せ、開示請求、私についてどんな情報を持っていますといった相談等を受け付けるための窓口を設け、これらがあった場合の対応プロセスを定めておくことです。自分の情報に関する状況が分からなければ、住民はプラットフォームを介した個人情報の流通に不安を感じるのではないかということです。

6 番と7 番は程度問題がある原則ですので、例外ないです。

9 ページ、7 番「本人関与の原則」です。これは住民が、自己の情報について、自分の情報だから消してください、訂正してください、間違っていますというように訂正、削除等を求めることができるようになっていくということです。具体的には、プラットフォームは訂正の求め、第三者提供停止の求め及び利用停止、消去の求めに広く対応するべきではないか、としています。このような本人関与については、法令、個人情報保護法、条例によって、住民には一定の権利が既に認められています。しかしながら、それは無制限なものではなく、一定の要件がありますので、法令で認められたものよりも広く、これらの権利を与えられることが住民のプラットフォームへの信頼につながるのではないかと思います。消してくださいと言えば消してあげることが良いのではないかとしております。

以上が、スーパーシティ プライバシー保護の原則、1 番から7 番まででございます。御清聴ありがとうございました。

○喜多参事官 ありがとうございました。

続きまして、坂下委員、よろしくお願ひいたします。

○坂下委員 ありがとうございます。私のほうからは、PIAについて、資料1-2に基づいて御説明します。

1 ページ、「はじめに」というところですが、太字で「パーソナルデータを利用する前に、『取得、利用、保管、廃棄』のプロセスのリスクを分析し、システム等の構築前に対策を準備する手法」が、PIAです。あらかじめリスクを分析して対策をまとめておく、というのがPIAです。

国際標準ISO29134が2017年に作られまして、令和3年1月に日本産業規格の9251として発行される予定になっています。(規格は1月20日に発行された。)Xという区分ですので、リンクするのは情報分野という括りになります。

2 ページを御覧ください。PIAについて御説明します。環境影響評価というのがあります。環境影響評価というのは、これから道路を造るとか橋を造るといふときに、周辺の住民にどういふ迷惑がかかるのかということ进行分析して、その対策を打ちますよということ公開して、意見を聴取するというものです。これからやろうとしていることにどんなリスクがあつて、それを回避するために何をして、その効果があるのだということ宣言するのが環境影響評価です。これを個人情報、プライバシーの側面で使うものがPIAということになります。

4 ページを御覧ください。PIAには定義があり、「個人のプライバシー等の権利権益を侵害する可能性、それによる影響を予測して、そのリスクを分析した上で、そのようなリスクを低減する措置を講じていることを確認する行為」というものです。実施対象は、先ほど森委員からも御説明がありましたが、個人識別可能情報と言って、個人情報よりも幅の広い概念を取っています。これを処理するプロセス、プログラム、モジュール、デバイス、その他の取組、これはサービス等が含まれます、これがプライバシー影響評価の範囲になります。

ページの下部にイメージ図を描きましたが、プライバシーというのは十人十色でして、年収を言いたい人もいれば、言いたくない人もいるわけですから、学歴を言いたい人もいれば、言いたくない人もいます。それに合わせていると、プライバシーの影響は評価できませんから、そのサービス等を行う場合に、必要最低限のPIIの取得になっているかどうかというのを確認します。それに基づいて、資料の右側の図ですが、人(業務)に関する面と、システムに関する面でリスクを分析して低減させる措置を考えていくというのがPIAになります。左下に黄色の枠で囲いましたが、考え方としては、必要最低限の個人情報取得して、考えられるリスクを最大限まで軽減する運用とセキュリティ対策をやっていけば、データは漏れませんから、プライバシーが保護される。これがPIAの考え方になります。

5 ページを御覧ください。既に民間企業等でもPIAは取り組まれておりまして、これは評価の観点の例です。

プライバシー影響度というのは、利用する情報のプライバシー性、利用目的のプライバ

シー影響度、加工状態のプライバシー影響度と見ていきます。使われたくないとか、使われたいとかいう利用者が感じる度合いを測ることになります。利用者の予測可能性というのは、定められた目的で、パーソナルデータが使われていることが、利用者が予測できるかという観点で評価をします。

利用者の受益というのは、その使われているサービス等の実感を指します。これが認識されているとか実感する機会があるのかということを確認します。

オプトアウト手段の提供の有無は、拒否した場合の不利益がどこまでの影響を起こすかということを測ります。

最後に、利用者への説明ということで、提供する説明で利用者が理解できるかということの評価をします。

このような大きく五つの観点で評価するのがPIAになります。

6 ページには、プライバシーリスクの特定の観点ということで、一般的なものを記載しました。利用者の基本的権利が守られているかという観点で、機密性や完全性、可用性を確認しています。ここは細かくなりますので、説明を割愛します。

7 ページですけれども、パーソナルデータの範囲ですが、先ほどの森委員の御説明にもあったように、「個人識別可能情報」という通常法律で定められている個人情報よりもかなり広い範囲で捉えています。ページ下部に表をまとめておりますが、上段が、個人情報の保護に関する法律の定義です。この下側が、ISO29134という国際標準の定義です。ISO29134の定義では、その情報に関連するPII主体、これは個人です。PII主体を識別するために利用され得る情報全般を指します。PII主体に直接もしくは間接的に紐づけられる可能性がある情報もこの中に含まれています。ですから、かなり広い範囲で個人情報を見ていくことになります。

では、具体的にPIAがどうやって導入されましたかという話を御説明します。

9 ページを御覧ください。1998年にカナダで始まり、政府・行政が構築する新規の情報システムプロジェクトの認可をする場合に、このPIAの実施報告が義務化されました。その他でありますけれども、オーストラリアが行政機関のPIA報告の公開を義務付けて、アメリカは電子政府法の中で、このPIAの実施が義務付けられました。海外の政府の場合には、このPIAの結果を経て、そこで予算の執行が決まるというのが特徴になっています。

10 ページです。最近ですと、日本のマイナンバー法の中で、この特定個人情報保護評価というPIAの手法が導入されています。具体的には下の表にまとめておりますが、対象人数と取り扱う職員、外部委託の人数が500人以上かどうか、過去1年以内に特定個人情報の漏洩等の問題が出なかったかどうか、これで基本は基礎と重点と全項目評価に分かれてやられています。

海外では、EUのGDPRの中で、DPIA(Data Protection Impact Assessment)という名前が義務化されました。表の下のほうにあります。すべてやる必要はなく、プロファイリングを含む自動化された処理の場合か、特別なカテゴリー、機微情報の場合とか、一般の

人々がアクセスできる場所において大規模な体系的監視をするかどうか、例えば、街頭カメラを使って人流を見るとかいうような場合がこれに該当します。この場合には、DPIAをやらなくてはならないと言われていました。

では、PIAの実施方法につきまして、御説明します。

12ページを御覧ください。まず、評価計画を作成するにあたり、必要性の検討を行い、チームを編成し、計画を立てます。これが黄色い部分です。真ん中の「PIAを実施する」ところは、資料を収集して、データフローを作ってそれを分析して、リスク要因を洗い出します。最後に、白いところになりますが、そのリスク要因の中で、自分たちができる範囲で、ここまではできるというものを改善計画としてまとめて、評価報告書を作るというものです。評価報告書自身は特に第三者が確認する必要はなくて、社内の経営部門が確認するという手法もあります。要はアセスメントをして、誰かに確認を取ってもらって、そこから実行の是非を問うというのがPIAのやり方になります。

先ほど、プラットフォームの話もございましたが、このプラットフォームに限ってやるのがPIAではありません。PIAリスクというのは、リスクを見極めて、それに対するツールを提供するのがPIAです。ですから、柔軟性のある仕組みになっておりますので、その主体がどのようなものであっても、ユースケースに応じてPIAは実行できるということが特徴です。

13ページに、現在のこのスーパーシティの考え方で、PIAがどのようになるかということを図式化しました。公開されている図で見ますと、先端的サービスの提供者とかインフラ情報を提供する事業者、もちろんプラットフォームがおりますので、この主体ごとにPIAを実施するのが1番現実的だろうと思います。その時に、セキュリティ要件とかプライバシー要件を分析していきますから、その部分は合わせていくということができるだろうと思っております。

14ページに、将来どうなるのかということを書き出しました。多様なデータが色々な目的で利用されていきますので、私たちはいくら事業者が透明性を高めても、個人が理解できる範疇を超えてまいります。そうなりますと、デジタルの世界で自分のデータがきちんと扱われているかを見ている人が必要になってくるのではないかと考えます。これをアイデンティティ・プロバイダー（情報空間上の代理人）という呼び方を当協会ではしております。例えば、こういうところに信託をして、データ利用に利便性を享受するような世界が生まれてくるのではないかと我々の方では考えております。

最後のページに、参考になる資料を書き出しましたので、御覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

では、続きまして、須賀委員、よろしく願いいたします。

○須賀委員 はい、世界経済フォーラムの須賀でございます。資料1-3に沿って御説明をさせていただきます。

3 ページの 1. ですけれども、私どものスマートシティ分野での活動は、2019年のG20 サミットで都市のアライアンスを作りましょうというふうに合意していただいて、その事務局を引き受ける形で始まっております。4、5 ページに続きますが、横浜で昨年立ち上げまして、今年もサウジアラビアのG20で引き続きアライアンスが重要だというふうに合意していただいております。

6 ページに行きますと、アライアンスの概要を記載しておりますが、今まで、スマートシティ分野で本当にグローバルに各都市を巻き込んでいくような枠組みがなかったものですから、様々な目的で集まった都市連合の方々にも賛同していただきまして、現在の都市連合加盟の都市をカウントしますと、20万以上の都市に賛同していただいて活動しております。7 ページに記載しておりますが、その中でも重要視しているのが、各都市がスマートシティを構築していくときの共通の価値です。そこは競争領域ではないので、みんななるべく共有していきましようということ、五原則というものを御提案しています。

その五原則の一つが、セキュリティ、エクイティ、オープンネス、サステナビリティに並んでプライバシーで、プライバシー・アンド・トランスペアレンシーということで、一つの柱になっております。

この柱の中で、活動している内容の主なものが、まさに今、坂下委員から御説明のあったPIAのある種の標準化と言いますか、みんなでモデルポリシーに準拠していけば、お互いの相互運用性、インターオペラビリティも確保できるし、しかも、市民の利益を守るという意味でも、最先端の取組だと言えるようなポリシーを作っていけると考えて活動しておりますので、その御紹介をさせていただきます。

このPIAのモデルポリシーの狙いは、3. の、「PIAポリシーの重要性について」というスライドに記載しております。グローバルにも、プライバシーを扱う人たちがみんなで透明性確保と説明責任を果たすことによって市民の信頼を築いていくとか、あるいは予測可能なプライバシー侵害または影響を軽減していきますということが謳われております。予測不可能なものまで軽減するとは言っておりません。コンプライアンスを改善して法的なリスクを軽減していきますとか、あるいは市全体のテクノロジーのデータに関するより自信を持って一貫した意思決定を可能にしますと、こういったことをメリットとして語っています。

4. には、さらにこのモデルポリシーがなぜ必要とされているかということで、PIAは今や世界でもいたるところで官民双方にとってのベストプラクティス、もしくは法的要件となっていますと書いています。グローバルでもまさにPIAがプライバシーを各自治体に合わせた形で実装していくときの一つの雛形というか、もうスタンダードになっているという認識をしております。

これを実際にインプリメンテーションしていくときに、5. のように、ロジスティクスで、まさにいつどういふふうにやっていくのかということと、それから、サブスタンスの方で、その中に何を含まればいいのかという両面でどの都市も取り組まれているというこ

とでございます。

6. にシアトル市の事例というものを入れています。実は、このPIAのモデルポリシーは世界経済フォーラムの方でお声がけをした有識者や最先端でやっていらっしゃる実務家の方にお集まりいただいて作っているのですが、その中に、例えばアメリカのNISTの方とかインドからリライアンス・インダストリーズが参加していたり、あるいは撤退してしまいましたが、GoogleのSidewalk Labsからも策定に携わって頂いております。そうした中で、非常にコミットしていただいている方の1人が、元シアトルのCTOの方で、現在はMicrosoftで政府/自治体部門のディレクター職にある方がいらっしゃるのですが、この方が当時担当された事例ということで、シアトル市のPIAポリシーを、一つのベストプラクティスとして入れています。例えばここでは、いきなりPIAをやるのではなくて、まずは、セルフチェックをして、そもそもこれはプライバシー侵害の恐れのあるプロジェクトなのかということは御自身で御判断をしていただき、その上で、ある一定の閾値を超えたようなものに関しては、PIAをやっていくというような段階を踏む、ということが提案されています。それから、トランスペアレンシー自体が非常に重要で、PIAというものはどういうプロジェクトについてやっているのかということの情報も非常に透明性高く公開をしているというのが特徴になっています。

それで、7. に書いていますが、PIAポリシーの実装に向けて、まず、各都市が何をやるのかということで、今回このスーパーシティの取組が非常にいいきっかけになるかなと思っています。森委員が御提案いただいたプライバシー保護の内容は一般則の理解として非常に納得なラインだと思うんですけども、私どもがグローバルにも強く主張しているのは、安易に一般則に対して上乗せ規制を各自治体、あるいは各枠組みで入れていくべきではないということです。プライバシーに関して、各都市が守らなければいけないラインというものには大きく違いがないはずですが、ここが各都市の競争領域のようになってしまっていて、どんどんお互いに規制を高めて形式上厳しい規制を入れるようなことをしていきますと、誰の得にもなりません。これはまさに個人情報保護条例2,000個問題を今まさに解決しようという方向で、個人情報保護委員会の方々が動いていらっしゃるころだと思えます。その動きの趣旨をしっかりと踏まえて、何か入れなければいけないルールがあれば、なるべく一般則に反映をしていくということが基本だと思っていて、他方、それをベースにして各自治体に当てはめをしていくときに、このプロジェクトは具体的にこの地域においてどうなのかということはPIAで担保していくと、つまり、スーパーシティのレイヤーに対しては、PIAの実施を義務化するというようなルールの入れ方をさせていただくのが、グローバルな動きにも沿っているのではないかなと思っています。

この後、奥井委員の資料も出てまいりますけれども、前回検討会のセキュリティもそうでしたが、プライバシーを単なる規制として全然別のもので議論をするのではなくて、これはあくまで一つのサービスレイヤーだと考えるべき、というのもグローバルにはよくなされる議論です。例えば、インドのIndia Stackはコンセントレイヤーというものを入れ

ているわけですが、これもまさにプライバシーをチェックするというのが一つのユニバーサルに必要なサービスレイヤーだという考え方で設計をされていると思いますので、ルールの使いやすさということも重視するべきだと思っております。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

では、続きましては、奥井委員の資料につきまして、事務局より代わりに説明させていただきます。

○事務局 事務局の阪本でございます。奥井委員の資料について御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

1 ページに、先ほどの森委員や坂下委員の発表内容を踏まえまして、この資料の論点が整理されております。

まず、森委員による緑色のプライバシー保護の原則（案）と、坂下委員による青色のサービス提供者のPIAというところに挟まれる形で実装の要件というところをまとめられております。ここで三つの重要なポイントがあるという御提言なのですが、1 点目は、先ほどの須賀委員の話ともつながる部分だと思うのですが、プライバシー保護の仕組みはクラウド上に共通サービスとして実装されるべきだという点です。2 点目が、これは坂下委員も先ほどおっしゃっていましたが、住民の手間を省く、膨大な情報に対して手間を省いていく仕組みが必要だという点です。3 点目が、様々な住民の方がいらっしゃいますので、スマホやPCが使えない住民の方など、どんな住民にも使えるUIが実装されるべき、という点になります。また、個人にとって情報の取扱いについても判断しやすく、自分の情報についても把握できて、訂正削除も自分の手で行えるといったところが重要ということが右側に示されております。

この1 点目ですけれども、2 ページから6 ページに、この実装面について説明した資料がございます。2 ページの右下に、坂下委員の資料にもあったアイデンティティ・プロバイダーというのが登場しておりますが、これはスーパーシティのシステム構成図の中に、先端的サービスとデータ連携基盤の間に共通サービスがあるべきだということと、この共通サービスの中にクラウド上に実装されたアイデンティティ・プロバイダーを置くべきではないかということです。

この資料の中では、3 点目の先端的UIのところ、使いやすいものが必要だということも触れられております。

3 ページ以降で、実装の例としてマイナンバーと連携した場合の仕組みですとかエストニアにおける個人情報の履歴を確認できる仕組みの事例などを紹介しております。

続きまして、2 点目のポイントですけれども、7 ページを御覧いただければと思います。7・8 ページが、2 点目の重要ポイントの情報の活用に関して住民が承認を行う手間を省く仕組みが必要であるという点になります。特にAIを活用することが重要とされています。坂下委員からも先ほど御説明がありましたが、真ん中に対象となる自分の情報だけだった

らいいんだけれども、自分が同意したサービスのPIA評価ですとかそういうところまで含んでいくと、個人での判断も難しくなっていく。さらに、活用した履歴など膨大なものを扱うようになりますので、こちらを含んでいくと、もう人の頭ではとても判断できない状況になっていくのをここでしっかりAIを活用していくということが重要とされております。

8ページですけれども、アイデンティティ・プロバイダー上の情報の提供について、AIによるリコメンドを基に人が判断していくというフローが例示されております。強固なセキュリティに守られたアイデンティティ・プロバイダーを、AIを組み合わせることで情報を扱う手間をうまく省くということが非常に重要なポイントであると御指摘いただいております。

続きまして、3点目の重要ポイントですけれども、9ページと10ページになります。どのような住民にも使えるための実装のあるべき姿ということになります。

9ページには、ここでもAIが登場するのですが、スマホやPCを使えない高齢者などの住民の文字の入力だけでなく、対話型のAIを使って音声認識して、音声による入力で操作できるインターフェースが望ましいのではないかと説明されております。

10ページ目に行きまして、さらにそれを発展させて、デジタルマイセルフとありますが、クラウド上のエージェントと対話型のAIで話をして、さらに、アイデンティティ・プロバイダーと共にあるAIアシストによって情報開示の判断もサポートしつつ、誰でも安全にサービスを受けられるという姿が将来像としてあるべき姿であるという実装方法がこの資料では提言されています。

奥井委員からは、このような技術は向こう3年の間にすべて現実的に実現できていくということで、今後スーパーシティの実装を行う上では是非参考にさせていただきたいというメッセージを頂戴しております。また、このような仕組み作りについて、政府の支援を検討すべきというコメントも頂いております。また、実証調査などの取組についても、政府内、各機関で検討していきたいとも考えております、以上になります。

○喜多参事官 ありがとうございます。

では、今から意見交換に移りますけれども、ここからは越塚座長に司会進行をバトンタッチしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○越塚座長 はい。どうも御説明ありがとうございました。

では、これから意見交換に移りたいと思いますが、議論したら無限に議論できそうな気がしますけれども、ただ、ポイントはいくつか論点があったかと思います。

最初の森委員からありました原則(案)ですが、こうあらねばならぬという原則の話と、それを実現するための一つのプロセスとして、制度としてはPIAという様々な評価の仕組みのやり方というものと、もう一つ、特に奥井委員、坂下委員の資料にもありましたが、アイデンティティ・プロバイダーのようなある程度システムを伴うような仕組みと、両方こういった事例を御紹介いただいたという感じかなと思います。

それでは、まず、意見交換に移りたいと思いますけれども、最初に、関委員から実務的な観点から御意見あれば伺いたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○関委員 はい、ありがとうございます。

皆様の御説明が大変分かりやすく、勉強になりました。森委員からお話いただいた原則というのは、非常に分かりやすく整理されているなと思いました。

一方、思ったこととしては、そのプラットフォームは特に単一のシステムではないのかなと思っております。実際には分散型のサービス連携のような形に結構なっていくと思いますので、そうなってくると、実際に扱う情報もかなり粒度がバラバラで、ものによっては全然個人情報に当たらないようなものもあれば、医療情報のように非常に複雑、重要なデータまで扱うということで、利用規約のようなものも一つで済むわけではなくて、利用する情報を提供する段階で、その都度どういうことに使うかを提示し、それに対して同意を取っていかないと、包括的に取ることでは難しいのかなと思っております。

気になったのが、資料1-1の5番のいわゆるcookie情報のようなものも個人情報として考えるということと、2番のPマークが必要となると、ただGoogle Analyticsのようにユーザーの履歴を取りたいという形でcookieを利用するのにPマークが必要ということになってきてしまって、かなり実務側としては重たいということになってしまったと感じました。

それと、須賀委員のお話が非常に良いなと思いました。この単なる規制をどんどん上乗せしていくことでどんどん作る側が大変になっていくというよりは、簡易的なものから始まってその情報の内容によってしっかりとPIA、アセスメントしていくということの考え方は是非伝えていきたいし、そういう方向になるといいなと思いました。

やはり自治体の中では、こういうことをやろうすると、多分安全側に倒すと思います。そうすると、どんどん厳しいほうに、まさに競争みたいな感じになっていってしまうと、なかなかサービスが広がっていく部分、便利なサービスが生まれていくという部分もやりにくくなっていくということで、まずは、サービスがたくさん生まれるということもすごく重要だと思います。なので、例えば、スタートアップが参加できない形になったりとか、まずは、Pマーク取ってからきてくださいとなると、相当なコスト感にもなりますし、PIAに関してもすごく複雑なものを最初からどういうサービスでもやらないといけないようになってしまうと、そのPIAをするためのコストがスマートシティをつくるコストを上回るようになってしまったりして、なかなか現実路線に乗せていくのが難しくなってしまうということがあるのかなと思って、それらについて懸念いたしました。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。

実務的な観点から行くと、様々なコストを考えると、というお話がありましたけれども、いかがでしょうか。

○森委員 はい、ありがとうございます。

原則（案）に関して、まず、須賀委員からも関委員からもルールを上乗せしているのでは

ないかということですが、それは基本的に違うということをお願いしておきたいと思えます。資料1-1の原則においては、様々なところで、個人情報保護法、条例に採用されている原則を出しています。これだと、分散型だから色々なデータがあるだろう、それはごもっともでして、先ほど申し上げましたように、産業用データのようなものは違う、そのパーソナルデータについて守りましょうということで私は申し上げています。

もう一つ申し上げたいのは、例えば、スタートアップが参加できないときついというお話ですが、住民側の立場になったときに、どんなスタートアップにでもアクセスさせようということになってしまうと、それはやはり厳しいと考えます。それこそ全くプライバシーが守られない状態になってしまいますので、Pマークというのは分かりやすい一例でして、絶対にPマークでなければいけないと言っているわけではないということをごさいます。そして、当然ここで挙げた原則というのは例外を許すものであるということですので、例外を許すものであって、ある種弾力的に考えていただく部分があるということです。

そして、須賀委員から、2,000個問題のお話がありましたけれども、どうして2,000個問題が生じたのかよく分からないのですが、2,000個問題が現にあるということ、これは間違いがないところです。様々なルールが、それをなんとかしようとしているわけです。なんとか統一のベースラインを作ろうとしているのが、今の我々、皆様がやっただけのことですけれども、これこそがまさにベースラインです。2,000個のルールがあるけれども、スーパーシティという括りで行くと、大体ここに揃えておこうではないかということです。2,000個問題のほうもまさにそうですが、独自措置というのを認めているわけです。それぞれの自治体によって違うものを出してもいいよ、だけど、説明はしてもらいますよという形で揃えていこうとしているわけですし、そういったところで、そのPIAを使っただけののだろうかということをごさいます。

そのPIAだけで行くということは結構無理な話でございまして、というのは、例えば、個人情報の第三者提供をしましょうという処理、トランザクションを考えたときに、それを本人の同意があったときにできることにするのが1番目です

2番目として、オプトアウトでやる、提供してしまうけれども嫌だったら言っていたければ、やめます。

3番目、通知、公表はするけれども、拒否は許さない。必ず提供します。

この三つの選択肢があったときに、そもそもどこに行くかというのはPIAでは決まりません。PIAで決まるのは、では、分かりました、原則オプトアウトでやりましょう、使ってもいいということにするけれども、もし、それがセンシティブな情報であったら、あるいはたくさんの方がアクセスするのであれば、それはプライバシー性が高いから、そのときはPIAをやって、本人のオプトインの同意が必要ということにしよう、あるいはこれは大した情報じゃない個人情報かもしれないけれども、あまり重要ではないから、では、通知公表だけでいいことにしようじゃないかと、このゲージの上げ下げがPIAの機能であって、どうするかということとはあらかじめベースラインは決まっていなければならないということ

ございます。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。

○須賀委員 ありがとうございます。

私たちも上乘せを御提案されていると思っていなくて、森委員の御説明の趣旨が、まさにそういう全体の足並みを揃えていくのが重要で、そのときの大きな原則はこれですよと御提案、整理いただいたんだと思いますし、それはまさにこれから2,000個問題を統一していこうという動きの本体のほうに反映されていくべき話だというふうに理解をしております。ありがとうございます。

○越塚座長 中身の議論として、まず、スーパーシティの中でプライバシーのことをどう考えて、どういう適正な形でやっていくべきかということが1点目です

それを最終的にどのようにこの政策の中で実現していくかということです。それをこの仕組みの中に公表して、このとおりやっていきますよっていうのか、それをどう実現するかというのは別の話だと思いますので。

まず、今日は、そういう意味で色んな御提案があるのは、この中で実際にどういうポリシーを実現すべきなのかということであり、かつそれを実現していく上での手法としてこういうのが適正かどうかということの議論だと思いますので、まず、今日はその議論をして、その後、それをまたどう扱っていくかということはまた次の話として議論を切り分けるということで進めたほうが良いと思います。

○森委員 私はそれで結構です。

○越塚座長 では、他によろしいでしょうか。

○平本委員 私は須賀委員が紹介なさったそのグローバルのポリシーがすごくいいと思います。やはり今後、スーパーシティは海外からも相当参照されるでしょうし、我々としては輸出するということも考えないといけない。向こうから乗ってくる場合もあると思うので、こういったグローバルポリシーに従ったようなものを考えていくことが重要なのかなという観点と、もう1点は、先ほど奥井委員の資料にありましたが、利用者の方々がなかなか理解できなくて、AIでサポートということになっていたのですけれども、それ以外でも多分事業者の方々も結構色んなもの、これやっていいのか悪いのかって悩むところがあると思うので、そういう意味で、ユースケースの蓄積のような仕組みがあるといいのかなと思います。できれば海外の事例も含めた形で、これは海外だとセーフだが日本だとアウトであるとかですね、そういうものがあると、事業者としては踏み込める、踏み込めると言ったら変ですけど、サービスやるかどうかの判断基準になると思うので、そういう仕組みもこの日本全体でスマートシティも含めて集められたら本当はいいけれども、まずは、スーパーシティでそういう仕組みをやれるといいなと思います。さらに、難しいかもしれませんが、本当は個人情報保護委員会などでコメントいただけると良いと思いますが、そういう仕組みを考えていければいいかなと思います。

○越塚座長 はい、ありがとうございました。

では、矢田特別委員、どうぞ。

○矢田特別委員 よろしいでしょうか。

個人情報保護委員会事務局の矢田でございます。私からは、森委員のプライバシー保護の原則案、そして、坂下委員、須賀委員から御説明いただいたPIA、あと、奥井委員の技術の話も含めてですが、包括してコメントさせていただきたいと思っております。

一般法である個人情報保護法の遵守に加えまして、大量の個人データを取り扱うことが想定されます「スーパーシティ」構想特有の特徴を踏まえ、申請される自治体に、森委員からお示しいただいた原則案でありますとか、坂下委員から御説明いただいたPIAの形式といった、法令遵守に加えたプラスアルファの取組を求めていくという方針は、この検討会の中でもこれまで様々な議論が行われましたけれども、住民の信頼を得ながら個人情報の円滑な利活用を行っていくという観点から、好ましいというふうに考えています。この法令遵守プラスアルファというのは、須賀委員のコメントの中でサービスレイヤーという御発言がありましたけれども、まさにそういうことかなと私自身は思っております。一般法である個人情報保護法の遵守に加えてのサービスレイヤーとしてのプラスアルファの取組、それが住民の信頼に繋がっていくのかなと思っております。スーパーシティの指定基準の中でも、「個人情報保護法令等の遵守を含め、住民等の個人情報の適切な取扱いが図られることが見込まれること」が要件になっているわけでありまして、法令遵守を含め、個人情報の適切な取扱いを図っていくという発想は、まさにこの法令遵守プラスアルファ、サービスレイヤーという考えに通じるものなのではないかというふうに思っております。

森委員のプライバシー保護の原則案について個別にコメントを申し上げますと、こちらの内容については、実は、我々個人情報保護委員会事務局の者でありますとか、あるいはプライバシーの専門家の中では、新たな課題が急に出てきたというような話ではなくて、いわゆる情報銀行のスキーム、具体的に言えば、情報信託機能の認定に係る指針なども、内容等は基本的には同じであると思っております。先ほど森委員から東京都での取組の話もご紹介ありましたけれども、そういった意味で、スーパーシティももちろんですけれども、個人データの利活用という大きな流れの中で各所で繰り広げられております先行的な議論が、実質的に組み込まれたものだと思っておりますので、大きな違和感はないというところがあります。

他方で、これは関委員の御発言でもありましたが、実際その個々のスキーム、個々のユースケースに落とししていくと、そもそもその個々のユースケースにおいてどういったセンシティブな個人情報を取得して取り扱うのかは様々であるわけでありまして、そこは個々のユースケースごとに落とししていくとですね、原則の下での当てはめの問題というのが、それは当然出てくるといったところがあります。我々個人情報保護委員会としましては、原則はもちろん大事ですけれども、個々のユースケースにおいていかに適切に個人情報を取り扱われ、そして個人の適切な個人情報の取扱いの下で質の高いサービスがいか

に提供されていくか、というところが我々としての関心事項というところになりますので、是非、この場での議論もそうですが、原則の議論もさることながら、個別のユースケースに落とした議論、検討というものが大事になってくるのかなと思います。

その過程において、PIAを絡めた具体的な政策は非常に有益ですので、個人情報委員会としても、民間の自主的取組を促進していくというところで、PIAの推進は昨年12月の制度改正大綱などで発信させていただいているところですので、我々としても必要な支援をしてみたいと思っております。以上です。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。

では、まだ御発言いただいている方から伺おうと思いますが、櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 はい、ありがとうございます。

森委員のプライバシー保護の原則（案）について質問ですけれども、同意の有効性というか、例えば、私が何か同意するときに、1回同意をしたらそれがもう永遠に同意で続くのか、どこから切れてしまうのかということはどうなのかなというのをお聞きしたいと思います。

○森委員 同意の効力ですね。同意がどういう場合に有効かというのは、以前からあります。民法の場合、契約の有効性とか意思表示の有効性とか色々規定があったわけですが、例えば、こういう個人情報保護法の第三者提供の同意などというのは民法とは違いますし、そういうものをどう考えるのか、元々民法のアナロジーのように考えておりましたが、最近やはり御指摘のような疑問が色々ところから出てきて、色々なガイドラインですとか基準が出てきまして、よく紹介されているのは、GDPRの同意に関するガイドラインと、ISOのプライバシーNotice and Consentというものがここではよく引用されているものです。その中に、今御指摘の点というのは入っていませんでしたが、同意の有効期間、一定の期間でエクスパイアするのではないかという議論もその二つの標準にはありませんけれども、もしかしたらISOの標準に入っているかもしれませんけれども、適宜更新されるべきもので、一定期間しか有効ではないという議論もあります。

○櫻井委員 その考え方は原則にあってもいいのかなとちょっと思いました。

○森委員 なるほど。あくまでも原則でございまして、なぜ同意しない住民が利益を受けたら同意が無効かということだけを具体例として出しているかと言いますと、今お話いただきましたような同意の有効期間の問題とか、同意が十分に説明されたことが前提でなければインフォームドでなければいけないとか、そういうことは一般の話ですけれども、ここではやはり今回のスーパーシティのプラットフォームとの関係で問題になりそうだとということで特出しにいたしまして、若干誤解を招いたかもしれないですが、他の一般的なこういう場合は、同意は無効ということは当然妥当ということでございます。

○櫻井委員 ありがとうございます。私も今の御説明を踏まえて、その運用を考えたときに、奥井委員のところでもまとめていただいている、サービス提供側の話と住民の同意のインターフェースのところと二つ考え方がるように思ったので、誰が何をどういうタイミ

ングで公開するなり、同意を取るなりということがルールとして分かっていたほうがスーパーシティの取組の中でいいのかなと思います。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。

では、瀬戸委員、どうぞ。

○瀬戸委員 どうもありがとうございます。

たくさん論点が出ていますけども、私からは、先ほど確か須賀委員からお話がありましたシアトルの事例はすごくいいなというか、こういうふうに進めていけると良いなと思いました。特にシアトルの事例の中でも、資料1-3の15ページ目、プロジェクトごとのPIAを実施して、公開して、これPIAの閲覧もそうですけども、どの程度こういった事項に住民であったり、スマートシティ・スーパーシティに関わるステークホルダーが興味を示しているという意味での閲覧、そういったインディケーターがやはり見えていくということも同時に大事じゃないかなと思いました。

今日森委員からもプライバシー保護の原則案という形で七つの大きな柱を示していただいて、他の委員のお話からも、個別の先端事例、今スーパーシティだと七つ、八つくらいあると思いますが、今度それぞれに落とし込んでいくことも望ましいというような話もありましたが、今後スーパーシティに関与していきたいと思っていらっしゃる、例えば自治体とかステークホルダーの方が、特にこういった原則とかそれぞれのプライバシー保護の中で、やっぱりこういった事項に関心を持ち、重視をしたいのかということも多分色々強弱があると思いますけれども、やはりそういったところもこういった資料の公開方法も含めて、ちゃんとモニタリングできていくとより理解も深まるのではないかなと思います。

多分要点としては、こういったプライバシー保護の原則とか議論というのは、非常にそれぞれの立場があると思うんですけれども、やはり全体的な理解をきちんと上げていく、つまり共通の俎上の理解を上げていくということは、住民にとってもやっぱり自分事にしてほしいというところも私としてはあると思いますし、事業者側もそういう意識を持って住民に対してちゃんとサービスをしてほしいというところもあると思いますので、そういった原則や、例えばこういったシアトルの事例のような公開制、透明性はやはりしっかり担保できると良いなと思いました。

雑駁ですけれども、以上です。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。

リモートの福本委員、いかがでしょう。

○福本委員 高知工科大学の福本です。色々面白いお話を聞かせていただいて、ちょっと議論が収束しなくて申し訳ないのですが、細かい話で少し気になったことで、また森委員のご発言に関連して、提供制限のところ匿名化の話がありまして、匿名化しても個人を特定できてしまうというような話が色々なところで出てきます。実際に高知県で起きた事例では、統計情報として医療の高度化とか医療の進歩のために、特定の難病とかレアな事例を公開しておりますが、そこで、子どもの難病で、しかも、ある地域で起きたものとい

うのが1人しかいなくて、それって誰か分かってしまうということで、それはやっぱり情報としては公開できなかつたということがあります。あまり一般的ではなく、目的としては医療の高度化ですので、そういうレアな情報ってすごく大事なので、それを制限されてしまうと、やはり医療の進歩にとってはマイナスになるというようなことがありました。私がお話を聞いていて、例えば、アイデンティティ・プロバイダーが実装するとなったときに、そういう利害がぶつかったときにどのように実装していくのか、解決していくのかというのがものすごく難しいのではないかなと思いました。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。では赤星特別委員。

○赤星特別委員 はい、ありがとうございます。

二つあります。一つは、スーパーシティのデータが流通しやすくなるべきということだと思いますが、先ほどお話ありましたようにシステム側からすると、これは厳しくすればするほど取りにくくなるのですが、データを提供する側からすると、あるいは、プライバシーに関するルールをちゃんと知ったほうが提供しやすいのかなとか、その辺のことがトレードオフになっているから、まさにこの検討会の判断なので、それがうまく行くのか行かないのか決まってくると思いますが、重要なコンテンツと重要な議論じゃない場合とを認識することが必要だと思います。

もう一つ、都市計画行政などで使うときには、ある程度データを集計して使いますけれども、個人情報を提供する際に、ひょっとしたら、ある程度統計として集計すると個人情報でなくなるので、個人情報を気にすることなく提供するとなると、単に集計するだけで個人情報を気にしなくてよくなるわけであって、都市OSの機能としてあってよいのかと思いました。以上です。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○佐藤審議官：佐藤です。

非常に興味深い御議論をさせていただいてありがとうございます。

また森委員に御質問で恐縮ですが、事前に資料1-1を非常に興味深く拝見いたしました。大きく二つありまして、一つは、プライバシー保護の原則（案）の1番から3番に関する話ですが、スーパーシティ区域の指定後、データ連携基盤というのは当該自治体が構築するというのがおそらく基本になると思うんですね。自治体がどこかのITベンダーに頼んで、プラットフォームを作って、それを保守運用していくと。この1番目の当事者原則から言うと、まさにデータ連携基盤自体が個人情報を含む情報のやり取りの当事者になるべきであるということからすると、結局そのスーパーシティにおけるデータ連携基盤を介したその様々なデータのやり取りに関する個人情報に関わる様々な法的な問題については、原則として自治体は責任を負わなければいけないということになるという、そういう理解でよろしいですか。

○森委員 はい、そういうことです。

○佐藤審議官 それは主体になるという意味で分かりました。

そうすると、2番目と3番目で、先ほどの同意の効力という問題に関わるのですが、スーパーシティの場合は、データ連携基盤を使って様々な情報が、様々なサービス提供主体によって提供されるということになるわけですね。ある主体が持っている個人情報の本人というのは、この提供について同意をするという同意の中身がどの程度必要なのか、つまりそのデータ連携基盤に提供しますということに同意すればいいのか、データ連携基盤というのはただのトンネルみたいなものだから、そこを介してサービス提供者にデータが提供されるということになるので、その最終的な情報のユーザーであるサービス提供者にどのような目的で提供するという事まで同意しなければいけないということなのか、あるいは、ここのネットワーク、そのデータ連携基盤に入るためにはPマークを取らなきゃダメということにするのだとすると、Pマークを取得しているこのデータ連携基盤に繋がっている事業者がまっとうな事業のために使う目的であなたの個人情報を提供しますけどいいですねというような、とにかくデータ連携基盤に加盟している会員の皆様らの正当な業務遂行に必要な範囲において提供しますといったようなある程度包括的な同意でもいいのか、そこはどういうふうに考えていますか。

○森委員 はい、全くおっしゃるとおりでして、そういった問題意識からまきに出発しているわけです。まず、そのプラットフォームに提供する提供事業者からプラットフォームについて見てみますと、これは一般的な個人情報の取扱事業者からの第三者提供ですので、原則として本人の同意が要ることです。本人の同意の中身ですけれども、これは「最低限要求されるのは提供しますよ。はい、分かりました。」でいいのですが、やはり望まれること、望ましいこととしては、提供先が誰なのか、そして、提供先の利用目的がどんなものなのかということを知った上で同意を取ることが望ましいというようにされています。つまり、提供先がプラットフォームであると、そして、そこでの利用目的は何なのかということを知って、知った上で同意をすることです。そのときに、では、それでOKですけれども、御指摘の、けれど、そこから先に行くよねと、そこから先はどうなのということですが、そこは最終利用目的のところまであまり完全に示せるわけではないですけれども、そこをこの3番目の原則で、おっしゃるように担保しようとしていまして、そうは言っても、ある程度色々な目的で使われてしまうのかもしれないけれども、基本的にはきちんとしたところに行きますよと。それで、そこから先に行って、どこに行ったか分からないということは、その4番の原則で制限されますので、そういった一定の範囲で行くから、利用目的によって色々なバリエーションあるかもしれないけれども、それで勘弁してもらえませんかというくらいの趣旨での提案です。

○佐藤審議官 要するに、このデータ連携基盤に、ある自治体が、うちはスーパーシティやります、スーパーシティをやるからデータ連携基盤作りますと。そして、ここに繋がりたい事業者はデータ連携、データの提供主体としても、受領してサービスを提供する主体としても繋がりたいという場合には、ちゃんとPマークを取ってくださいということに条件

にして、その繋がる企業が、自分が持つ個人関連情報を出すときには、何か共通の規約のようなもの、〇〇市データ連携基盤利用規約のようなものがある、その規約に基づいて、この規約に合意している加盟企業が正当な業務のために使用する目的であなたの個人情報を提供するという事に合意しますということになれば、いちいち個別の事業者とか個別の事業目的まで特定した上でいちいち同意を取らなくても包括的に個人の同意を取るというのもいいのではないかと、そういう考え方ですか。

○森委員 はい、ありがとうございます。左様でございます。

もちろんそこは御意見あると思いますけれども、私のベーシックのアイデアとしてはそれです。ちょうど今御指摘がありましたのでお話をすると、提供事業者は、プラットフォームに提供するときには自分の会社のサービスのユーザーなわけです。そのときに、プラットフォームに提供しますと、そこから先はどうなるかは知らないけど、いいとは言えませんが、その提供事業者側には提供事業者側の事情があって、ちゃんと説明をした上で提供しなければいけませんので、かえってスケールしないと思います。

○越塚座長 はい、ありがとうございました。

○坂下委員 世界経済フォーラムの資料はよく書けていると思います。これには要求事項が書かれているのですね、スーパーシティ、スマートシティをやっているときに、プライバシーの影響についてはこういうことを考えなさいということを書いています。これを日本も参考にする事に私は賛成です。

問題は、その要求事項に対して、自分たちはどこまでやっているかをどう示すかなんです。そのどう示すかの中の一つに、PIAというツールがあるわけですね。もしくは、ISMS認証という認証があったり、Pマークという認証があったりする。取らなくたっていいです、やらなくてもいいです、やっていますと言ってもいいです。どのやり方であっても、何かあったときには追及されますよ（答責性を負う）、ということです。

そのため、須賀委員から御説明いただいたこの要求事項に対して、森委員は原則を語ればいけないかとお示しをさせていただいて、私は、一つのツールとしてPIAがありますよという説明をしているわけです。だから、もし、それ以外に何かいいものがあるのであれば、それは各自治体とか各主体が考えればいいことで、それが十分かどうかというのを見ろということであれば、この検討会で見るという姿勢で私はいいように思います。

以上です。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。ほぼ予定の時間ですけれども。

○関委員 すみません、1点だけ私のほうからもあまり長くしたくはないですけれども、お願いします。

もちろん原則と方法論がセットであったほうがいいのだと思います。原則論だけの話をしていると、無限に時間を解釈論で使えますし、原則は原則として守る方向、何のためにやるかというのがまさに原則だと思っていて、それをどうやるかという部分に関してちゃんとテンプレートとして自治体に提供したりしていかないと、そこを自治体側にお任

せとしてしまうと、どんどん安全側に倒れていくと思います。そうではなくて、それを守るための材料、武器として、これがありますよと、これを使うと、その情報の重要度に応じてスタートアップも参加できるし、医療情報等を使うのであれば、それはPマークだし、他の関連するルールにも従わなければいけませんよねというのが分かりやすく理解できて、これのおりやれば、原則を守れるというところまでできれば用意してあげたいなというふうに思いました。

○越塚座長 ありがとうございます。

原則って別に何というか、パーソナルデータ、個人情報元となる個人を保護するという観点だけではなくて、事業する側もこれがあることによってリスクが軽減できて、安心してできるための方法ですよ。それで、そのときに私も書き方とかは難しいなと思うのですが、多分皆さんも色々実体験されていて、そうなんだと思いますけれども、事業者の立場に立つと、レギュレーションでちゃんと決まっているものというのはやりやすいけど、結局レピュテーションリスクというのがビジネスをやる上では非常に大きくて、それを最終的にルール守って原則もあるけど、そのとおりやってもやばいよねというところをどうするかというところが、それがないと踏み切れないということですよ。多分そのためのアセスメントなのだと思いますし、そうすると、ただ、PIAのところもまだ通過点なのですね。だからそれを、多分本当は最終アセスメント、最終目標というのは、おそらくそれをステークホルダー間で合意するというプロセスですよ。そのプロセスはきっとまたちょっとこれとは違う話ですよ。だから、どう説明して、どうこう、そのときのこれは材料になるというところの原則に過ぎないので、そういうところの説明文書、どうやって合意を取っていくかというところはまたこれとはちょっと違う、別次元の話が必要だなと思います。

○関委員 思いますね。

○越塚座長 それと、奥井委員の資料1-4に出ていたアイデンティティ・プロバイダーについて、これはAIできていて、私は一つ難しいなと思うのが、explainable AIという話もあって、判断したり管理したりある程度指示をお任せしたときに、何でこう管理したかとか、何でこう判断したかというのは後から説明できるのだろうかというところが気になります。だから、イメージは、勝手に判断するとかではなくて、多分デフォルトを作ってくれるだけだと思います。

多分標準で最初はテンプレートを作ってくれて、普通だとあなたの好みだとこんな感じだと思いますが、あとはちょっとという感じなのかなと思います。だから、半自動という感じですかね。それくらいをイメージしないと、これで全部逆に勝手にやってくれるとってしまうと、やり過ぎかなと感じてしまうと思うので、最初のデフォルトのYES、NOだけ作ってくれるくらいの支援してくれるだけでもだいぶやるのは楽になるだろうなという感じはしますけどね。

はい、ありがとうございました。

色々出ましたけれども、ただ、こういうことを実現すべきということに関しては、概ね委員の先生方の間ではほとんど大きな差はなかったかなと思います。それをどう打ち出していくかというのはまた別のテクニカルな問題がある。それはそうだと思いますけれども、どういうことを実現していくかということに関しては、ほぼ一致しているかなと思います。ありがとうございました。

それでは、これはよろしいでしょうか。

続きまして、議題の2番目の「データモデルについて」というところに移りたいと思います。

まずは、平本委員のほうから資料2を御説明お願いいたします。

○平本委員 まず、資料2の目次で概要的なところを説明させていただきたいと思います。3ページでございますけれども、最初に、概要として、これを何でやっているのかという話と全体像を示した後に、基本データということで、ここはもう前回は説明させていただきましたけれども、基本的なデータを書いているのに加えて、データモデルのところは、前回地物に寄っているじゃないのかという話と、この対象物をどうやって選ぶのかという話がありましたので、これは後ろのページにもずっと続いているのですけれども、これは何をベースに書いたかと言うと、6ページになりますけれども、スマートシティのデータモデルは、やはり世界各国で色々作られておまして、スマートシティだけではなくて、共通語彙基盤という形で全体が使えるようなものから、オープンデータの推奨データセットという内閣官房のデータセットがあったり、あとは、その下に OASC のものから FIWARE、スマート SDK とか色んなところから色んなデータセットを出しています。これがすごく複雑に絡み合っていて、OASC のものを見ても、これは FIWARE から引っ張ってきたとか、みんながお互いに参照し合っているという形になっています。粒度もすごくシンプルなモデルで書いてあるものから、すごく複雑な、もうこれがあればあらゆるものが書き尽くせるくらいデータ項目が書いてあるものまでバラバラなのですよね。こういうような形の中で、データ項目としてスマートシティ、スーパーシティに関係しているものを抜き出したものを目次を書いてある項目に地物だけではなくて、移動体も含めて必要です。

また3ページ目に戻っていただきますと、普通にあるのは土地、建物、施設がすごいデータセットと皆様定義しています。

4ページ、前回もありましたけど、出入口があったりするのですが、その後に、設備もあったりしてですね、単独で立っているものとか、それと道路が難しいなと思いながらも一応項目としては作っています。あと、交通をもうちょっと書いてくれという要望が結構ありましたので、交通もあります。世界の色々なデータセットを見ると、駐車場と、あと、ヨーロッパは結構路駐スペースがありますので、路上駐車、駐車スペースが別途あったり、シェアードカーステーション、レンタル自転車スポットとか、大体海外の今、スマートシティモデルではこれらを必ず作るという、結構彼らはグリーンで付けているので、そういう意味では、ここら辺のデータセットがありますという話です。

次の5ページに行っていただくと、センサーデータとしては大体こちら辺のものがスマートシティを使っていて、騒音、大気、水位、あと、酸性度と言って酸性雨の問題があって、こういうものとか照度とか振動があって、あと、導電率というものもあったのですが、電気がどのくらい通るかというものですけれども、導電率は要らないのではと思って入れていません。

それと、地下埋設物と、オブジェクトというか人がないのはおかしいという指摘が一部から出まして、人と物と自動車と、オートバイと自転車、あと、歩行者移動補助器と書いてあって、要するに電動式スクーターと書くのは露骨すぎるかなと思って、それと、車椅子と UAV がちょっと特殊な移動機器かなと思います。

それと、自然の中では大体天気とグリーンのことを結構書いているのですが、グリーンは定義がよく分からないので落としているという形です。

コード体系として色々地理と時間と状態に関するものという形での記載をさせていただいているのと、あと、そのデータ形式、データカタログをどうするのかというのと、6ページで、データの運用という形でこのデータを簡単に運用するイメージを書いているという形にさせていただいて、前回も説明させていただきましたけれども、付録に地図があります。ちょっと難しいので、地図は付録1として、付録2として、こんなものを参照していると皆が引けるような形にしています。

全体としての冊子のイメージとしては、スーパーシティを作りたい人がこれを見ると、大体こんなデータセットで作ればいいのかというのを自分で見ることができ、あと、細かい過ぎるものもありますので、フルに実装する必要はないと、その中から適宜やっってください、参考書みたいなものだと思ってもらえればいいのかと思っております。

内容的には原則や背景はずっと前回のものをベースに書いているのですが、問題は、12ページのところで、今のどうやって選んだかというところを対象範囲という節を作りまして、この前までのページにずっとスマートシティアーキテクチャってこんなデータが必要だと山のように書いてあるのですが、それを全部やってしまったら果てしないので、そういう意味で、対象範囲は今回の色んなものから選んできましたということを書いています。

それと本章の全体構成を書いた後に、具体的に基本データとか色々書いているのですが、私が色々悩んだところを集中的に説明したいのですが、これは大体基本的に海外のデータ、もしくは ISO とかそういう基本のデータを持っています。基本のデータがないところもあります。例えば、15ページですが、これは結構イベント業界、観光業界では盛り上がる話題ですが、定期スケジュールってどうやって書くんだという、すごく難しいのです。それで、海外の旅行雑誌で一度だけ見たことがあるのですが、これは合理的だなと思ったのが、この下のほうに書いてある週次スケジュールというものです。第一水曜日にやります、第一と第四水曜日にやりますとか結構あります。これを一度見たのが、例えば、上から3番目だったら第一・第四火曜日と、火曜日なのにウエズ

デイと書いてあるのですが、それと、第四木曜日にやりますとか最終木曜日にやるっていうものなどもあるのですけれども、そういうものを表すのはこうやって書くと合理的かなということを書いてみたりしたのですけれども、そこまで要るかなと思ながらも、これがあると、結構自治体の方々がイベント情報とか毎週第四木曜は休みですとかと書きやすいのでいいかなということで、提案ということで付け加えさせていただきました。

あとは、17 ページですけれども、ここが先ほど言った粒度の問題ですけれども、例えば、推奨データセットと言って、内閣官房が出しているデータというのは最小だと言っているのです。これだけは最低限出してくれという形にしているので、小さいのですけれども、例えば、このデバイスを見てもらと、デバイスだけで3 ページに渡ってここまで書いてあれば、もう徹底して書けるだろうというデータ項目があります。海外はこれをどうやって表しているかと言うと、海外はこういうモデルの体系そのものを URL というかギットにしまったりしています。それで全部飛ばすという形にしてあるので、結構フルセット書いてあって、そこからチョイスしろという形を取っているのですけれども、今回我々は多分紙で最後整理すると思うのですけれども、これを全ての項目であらゆるものを書くに相当な厚さになってげんなりしてしまいます。例えば、私が見ていてこれすごいなと思ったのが、オフストリートパーキングというものがあるのですけれども、要するに、日本で言う一般の駐車場ですね、道の外にある駐車場ですけれども、これを見ると、車は何センチメートル幅のものが入るものというものから、それに料金がかかっていたり、バスが入ります、トラックが入りますとか、あと、ここは2階建てになっていますとか、あらゆることが書いてあって書き尽くせるのですけれども、それをやるかというところがあるので、その粒度感というのをどうしようかなと思っています。最後は、多分皆様が思うところは、いい感じで整理してくださいだと思のですけれども、いい感じで必須項目というのと、いい感じのものであってさらに見たい人は参照を見てくださいという書き方がいいのかなというところで、書いていて悩んだところがそこでございます。

19 ページ以降はもう少し見やすくするのですけれども、特徴的なところはどこかと言うと、24 ページ以降の施設のところですけれども、施設の基本形というのが大体あります。まず、どんな施設でも使えるようなものがバーツとずっと説明とか通称とか住所とかそういうものがあるのですけれども、その後ろに、子育て支援オプションという形で、要するにフルというよりもこれは結構頻繁に使うというデータ項目ってありますので、自治体によっては付けないところもあれば、付けているところもあるという形なので、これをデータ項目全部フルで入れてしまうと、項目が多すぎてすごく見にくい形になります。子育て支援オプションとアクセシビリティオプションはこのような形で、基本コードプラスオプション項目はこれですという推奨型で書くのがいいのかなというふうに整理させていただきました。

あとは、35 ページのコード体系のところになりますけれども、35 ページ以降に個別のコードはやはり必要なものが結構ありますので、時間帯コードとか目標時間コード、これ

行政のために今作っているものがありますので、こういうものを使ってそこもできるだけ載せていたり、あと、季節とか上旬、中旬、下旬とか結構こういうものが示すためにあります。それにもコードを付けておりますので、それを引っ張ってきたり、あと、状態に関するコードっていうのが、これはコードじゃないなと思いつつも、状態って結構施設イベント情報と混雑状況と、あと、予約の状況があるのですよね、これ結構航空業界とかを色々調べたのですけれども、コード化されていないのです。その業界ごとに独自に作っているのですが、多分これはスマートシティをつくと、市内の施設を見たときに、今準備中なのか開催中なのかとかこういうのが全部違っているとすごく困ると思うので、書き方としては、これは推奨というよりも参考値ですという形で、以下のような選択方法が考えられるということで載せております。

あとは、データ品質など書こうと思ったのですけれども、そこら辺はまだです。

40 ページ以降に、大体こんなような標準を引っ張ってきていますっていう概要を載せている構成で整備させていただきました。こんな感じでいかがかなというのが1点と、先ほどの対象項目が大体こんな形、皆様が興味があるのは対象項目って何なんだっていう話だと思うので、対象項目がこんなものでいいのかなという話と、もし、こういうのも付け加えてほしいとか、あと、使い方を書いてほしいとかそういうのがあったら付け加えていく方向かと考えております。

以上でございます。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。1日で倍ぐらいに増えていますね。

○平本委員 それはコード、表を貼り付けたから増えただけです。

○越塚座長 だいぶ前回よりもイメージが出てくるくらい色々な項目が入ってきていると思いますけれども、何か御意見とかあればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○櫻井委員 では、お疲れ様です。素晴らしいです。すごいです。

項目のところであった方がいいのかなと思ったのが、物資とか、急な災害のときに国からこういう物資を送るというリストがあったりすると思うのですけれども、避難所でこういう物が足りている、足りていないというものの避難所の情報があった方がいいと思います。物資系と、あと、インフラ、基地局とかダムとか、あと、電力の供給所とか、そういう公的機関、自治体が持っていない、管理していない民間のインフラ、ユーティリティ系の項目があるといいのかなと思います。

○平本委員 はい、分かりました。

物資はオブジェクトのところに戻って一つだけ書いてあるのですけれども、この「物」っていうのは、要するにトラックに載せるに当たって、結構物に冷やして運ばないといけないとか条件があります。そういう意味で、物の項目っていうのがあるのですけれども、確かに多分コードのほうで重要なような気がしていて、物資リストは、どちらかと言うとコードとして参考にするものを探してみるというのと、インフラも書ける範囲で書こうかなと思うのですが、特に必要なものは多分やっぱりみんなが使うという観点、事業者も

含めてという感じで、確かにトンネルとかを見たのですけれども、トンネルをスーパーシティで何かデータで使うか解せないところもあって、そこら辺は国土交通データプラットフォームがあるので、そこと見比べて必要だったらそこに加えるという形でやりたいと思います。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○村上特別委員 データモデルの話に戻ってしまうのですけれども、奥井委員の資料1-4に共通サービスという表記があったのですけれども、そういうものが観念されて存在していることを全く何ら否定するものではないのですが、多分段々それをすると、データ連携基盤をやる事業者が共通サービスを見たら、という議論に流れ、どんどん色んな機能が付いて、そこで儲けたくくなるようなデータ連携基盤運営事業者を生んでいくような形になり、最終的に、それは一体誰が負担するのかという話になり、そして、サービス間でプロフィットシェアのルールが作れなくなるという道筋を辿りそうな気がするので、機能論として否定するものではないのですが、あまり積極的にデータ連携基盤の上に共通サービスがあるという表記はオフィシャルの文章では避けたほうが良いのではないかという印象を持ちました。これは奥井委員の御意見、資料1-4にどうこうというわけではなくても、今後そういう議論が出るのであれば、ちょっと避けたほうが良いのではないかなと思いました。

○関委員 関ですけれども、データモデル、私もチームの一員なのですけれども、これは紙で、PDFでというよりも、やっぱりデータモデルっていうのは別に作って終わりではないので、これに対してどうフィードバックをもらうかというのと、これは前回もお話した議論と重なってしまいますけれども、やはりWebページで公開して、それこそGitHubなどでコメントがもらえるという双方向性が大事だと思うので、そこの辺の仕組みが大事かなと思っております。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。

私はそういう目的から言うと、ページ数を多くても、1個にまとまっていたほうが良いと思います。1,000ページだろうが2,000ページだろうが、1個にまとまっているのか100個に分かれているか、これは結構違う。

○平本委員 そうですね。

○越塚座長 参照しやすくこれだけ見れば、になっているほうがまとめ方としてはいいと思います。誰に見せるかによるけど、そのほうがいいような気がします。

○平本委員 それは私も思って、後ろに載っている参考を見ると、全部リンクで見ないといけないです。見ると結構大変です。もう印刷してファイルで置いておきたい感じです。

○越塚座長 坂下委員が言うように、みんなで見るときはなるべくまとまっているほうが良いと思います。

あと、少し思ったのが、福本委員にお伺いしたいのですけれども、地方で見るとこれどう思いますということで、地物であったのは東京にいると納得するのだけれども、もうち

よっと地方都市に行くと、畑があったり田んぼがあったり街中に混在したりとか、ルーラルなところがあって、スーパーシティが結構地方都市にあるとした場合、という視点で見ると、私ら東京人だとよく分からないのだけれども、福本委員からとか見ると、これはどうですか。港とかいるのではないかと、例えば、どうですか。

○福本委員 なかなか難しい問題をいきなり振られたので何も考えていなかったのですけれども、確かに都会と違って土地の上に建っているのは建物とも限らないですし、例えば、農地だったり更地に何かあるだけではなくて、ハウスが建っていたりとか、意外に色々な機械が付いていたりとか発電機があったりとか、結構色々なものが乗っているなどと思います。今言われて初めて思い浮かびましたけれども、あと、建物にしても廃屋が結構多いです。

○平本委員 はい、ありがとうございます。

そういう観点ではもう1回見直してみます。実は、グリーンハウスというのがあって、多分これはビニールハウスのことを言っていると思うのですが、すみません、今回載せていなかったの。

○瀬戸委員 はい、よろしいですか。時間が限られているので、平本委員、どうもありがとうございました。私からは2点あります。

一つは、測量、誤差のところ。資料2で言うと、15ページの緯度経度のところに、「緯度経度1メートル程度の誤差を許容し」と書いてありますが、例えば、施設の位置とか道路の位置であれば、かなり精密性、厳密性も必要なので、こういった基準があるというのは良いと思うのですけれども、例えば、境界画定が難しいようなデータであったり、そもそも地理データを作る段階で、測量誤差があるもの、例えば測量法で規定されている誤差の範囲、例えば5メートルとか決まっているものもあるので、一律に1メートル程度というふうに書いてしまうと、ここを先ほどあったスーパーシティの応募者の方とか自治体でこういうデータを整備するといったときに、すべてのデータを1メートル程度の誤差に許容して作らなきゃいけないのかというような誤解があり得るような気がするの、ここは調整いただけるといいなと思いました。

それから、例えば12ページの対象範囲、これは前回もちょっと話したかもしれないのですけれども、都市計画とか先ほどの農地の話で言うと、土地利用、それから、ハザードマップと言われるような目的別地図、主題図というふうに言うこともありますけれども、これレイヤーで重ねることを前提に検討するというのが、もちろん私自身も合意というか、そうだというふうに思う一方で、先ほど福本委員のお話であったように、例えば建物とか施設に紐づいて土地利用が決まるものもあれば、何もない更地のところにそういった面的規制がかかっているような要素というの同時にあると思うので、やっぱりデータモデル的には土地利用、あとは都市計画でいう用途地域のような、そういったゾーニング系のデータというの、そんなにデータモデルとして新たに深掘りするという必要はないかもしれないのですけれども、そこは明示された方がかえってスマートシティ、スーパーシテ

ィで整備されるデータの主要な要素にもなってくると思いますので、やはりあったほうがいいかなと思いました。

それで、その点を踏まえた上で、もし、追加的に参照されるようなドキュメントとして上げるとしたら、平本委員が先ほども御指摘された、例えばインフラ系であれば、国土交通データプラットフォームで整備されているようなデータ項目であったり、もうちょっとメタデータとか、データモデルというものとしては、国土数値情報で用途地域や浸水想定区域などのゾーニングデータとかの全国的に整備しているものもあるので、そこに寄るというのもあると思います。

それから、これも前回申し上げましたけれども、都市計画関係、都市計画基礎調査の中でかなりデータ項目もかなり細かく定義されて、これも近年改定も実際にされていますので、そういったデータモデルはもうかなり参考になるのではないかなと思います。

以上です。

○越塚議長 はい、ありがとうございます。

あとあまり時間がありませんけど、これだけはこのもの何かありましたらと思いますが、いかがでしょうか。

○赤星特別委員 はい、今の瀬戸委員の話に少し補足ですけれども、40 ページに「i-都市再生」技術仕様案と言って、国際規格の CityGML というものがございますけれども、土地とか建物の情報が格納できる交換用の形式をもとにしたものです。日本向けにコードリストを設定してしまして、例えば元のコードリストを見ると教会はあるけどお寺はないとか、国際規格と日本での活用との差分を確認する作業を一通り行っています。この規格に基づき、今年すでに 50 都市でこの 3D データが作られていますので、情報提供させていただきます。

○平本委員 分かりました、ありがとうございます。

○赤星特別委員 40 ページに、同じく座標系の話が書いてありますが、25 ページを見ておやっと思ったのが、施設ごとに座標系を書くとされている点です。スーパーシティの分散型、ネットワーク型の発想からいけば、それぞれの施設が API で 3D モデルを提供することで、全体を作り更新していくという発想もあるのかなという気付きがありました。

ありがとうございます。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○森委員 はい、改めてドキュメントの部分的な GitHub へのアップロードと会議の公開を御提案したいと思います。本日問題を改めて認識しましたので、よろしく願います。

○越塚座長 はい、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今日はこれで議題 2 の「データモデルについて」に関しても、以上とさせていただきます。

そうしますと、今日議題は以上となります。では、議事は事務局にお返しいたします。

○喜多参事官 スーパーシティの今後のスケジュールについては、年内に公募を開始し、3月に締め切り、その後、区域選定していくことになっています。

本検討会の次回の予定は、1月に開催させていただければと考えています。

以上でございます。ありがとうございます。